

京都大学大学院医学研究科規程の一部を改正する規程

京都大学大学院医学研究科規程（昭和三十年達示第十七号）の一部を次のように改正する。

- 第一条の次に次の一条を加える。
- 2 前項の規定は、二年以上の臨床経験を有し、又は卒後臨床研修を修了した医師若しくは歯科医師について、医学研究科会議（以下「研究科会議」という。）が定める教育課程を履修する場合に適用する。
- 第二条第一項中「医学研究科会議（以下「研究科会議」という。）」を「研究科会議」に改め、同条第二項中「京都大学通則（以下「通則」という。）」を「通則」に改める。
- 第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第一条の二第一項の規定により標準修業年限を一年とする場合は、この限りでない。

附則

この規程は、平成十七年九月二十七日から施行し、平成十七年四月一日以後専門職学位課程に入学した者から適用する。